

## 第25号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例

### 1. 経緯

しながわ区民公園において、こどもサッカー場を新たに整備し、有料施設とすることから、公園条例の一部を改正し使用料を定める。

### 2. 運用時間

通年				5-8月のみ
9時-11時	11時-13時	13時-15時	15時-17時	17時-19時

1日4枠（2時間/枠） ※5～8月のみ1日5枠（17時-19時の枠を追加）  
※利用当日までに予約が入らなかった枠について一般開放する。

### 3. 使用料金

（1枠当たり）

	小学生以下	中学生以上	備考
区内チーム	500円	1,500円	軟式こども野球場と同様の設定
区外チーム	1,000円	3,000円	

### 4. 施設概要

こどもサッカー場 1面（60m×40m、ナイター設備なし、人工芝）  
※大人のミニサッカー、フットサル（2面分）としても利用可能

#### 大井競馬場



しながわ区民公園北側ゾーン改修 計画図

### 5. スケジュール

令和5年8月1日 こどもサッカー場 運用開始予定  
（北側ゾーン改修工事は12月完了予定）

品川区立公園条例 新旧対照表

改正後					改正前				
○品川区立公園条例 昭和39年7月15日条例第31号 (使用料)					○品川区立公園条例 昭和39年7月15日条例第31号 (使用料)				
第16条 有料施設および付帯設備を使用しようとする者からは、別表第3の使用料を徴収する。					第16条 有料施設および付帯設備を使用しようとする者からは、別表第3の使用料を徴収する。				
2 前項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。					2 前項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。				
別表第3 (第16条関係)					別表第3 (第16条関係)				
(1) 有料施設					(1) 有料施設				
ア 軟式野球場、庭球場等					ア 軟式野球場、庭球場等				
施設		区分		時間	料金	概要			
軟式野 球場	野球場と して使用 する場合	区内チーム		2時間	1,500円	1面につき			
		区外チーム		2時間	3,000円				
サッカー 場等とし て使用す る場合(1)		区内チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500円	1面につき			
			中学生 以上	2時間	3,000円				
		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	3,000円				
			中学生 以上	2時間	6,000円				
サッカー 場等とし て使用す		区内チ ーム	小学生 以下	2時間	750円	1面につき			
			中学生	2時間	1,500円				
軟式野 球場	野球場と して使用 する場合	区内チーム		2時間	1,500円	1面につき			
		区外チーム		2時間	3,000円				
サッカー 場等とし て使用す る場合(1)		区内チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500円	1面につき			
			中学生 以上	2時間	3,000円				
		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	3,000円				
			中学生 以上	2時間	6,000円				
サッカー 場等とし て使用す		区内チ ーム	小学生 以下	2時間	750円	1面につき			
			中学生	2時間	1,500円				

改正後						改正前								
	る場合(2)		以上		円		る場合(2)		以上		円			
		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500 円			区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500 円			
			中学生 以上	2時間	3,000 円				中学生 以上	2時間	3,000 円			
軟式こ ども野 球場	野球場と して使用 する場合 (1)	区内チ ーム	小学生 以下	2時間	500円	1面につき	区内チ ーム	小学生 以下	2時間	500円	1面につき			
			中学生 以上	2時間	1,500 円			中学生 以上	2時間	1,500 円				
		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,000 円		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,000 円				
			中学生 以上	2時間	3,000 円			中学生 以上	2時間	3,000 円				
		野球場と して使用 する場合 (2)	区内チ ーム	小学生 以下	2時間		500円	野球場と して使用 する場合 (2)	区内チ ーム	小学生 以下		2時間	500円	1面につき
			区外チ ーム	小学生 以下	2時間		1,000 円		区外チ ーム	小学生 以下		2時間	1,000 円	
サッカー 場等とし て使用す る場合	区内チ ーム	小学生 以下	2時間	500円	1面につき	区内チ ーム	小学生 以下	2時間	500円	1面につき				
		中学生 以上	2時間	1,500 円			中学生 以上	2時間	1,500 円					
	区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,000 円		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,000 円					
		中学生 以上	2時間	3,000 円			中学生 以上	2時間	3,000 円					
グラウン ドゴルフ	区内チ ーム		2時間	1,500 円	グラウン ドゴルフ	区内チ ーム		2時間	1,500 円	1面につき				

改正後						改正前												
	場として使用する場合	区外チーム		2時間	3,000円			場として使用する場合	区外チーム		2時間	3,000円						
	庭球場(1)	区内チーム		2時間	1,400円	1面につき		庭球場(1)	区内チーム		2時間	1,400円	1面につき					
		区外チーム		2時間	2,800円				区外チーム		2時間	2,800円						
	庭球場(2)	区内チーム		2時間	1,400円	1面につき		庭球場(2)	区内チーム		2時間	1,400円	1面につき					
		区外チームおよび学校		2時間	2,800円				区外チームおよび学校		2時間	2,800円						
フットサル場	フットサル場等として使用する場合	区内チーム	小学生以下	2時間	700円	1面につき	フットサル場	フットサル場等として使用する場合	区内チーム	小学生以下	2時間	700円	1面につき					
			中学生以上	2時間	1,400円						中学生以上	2時間		1,400円				
		区外チーム	小学生以下	2時間	1,400円					区外チーム	小学生以下	2時間		1,400円		小学生以下	2時間	1,400円
			中学生以上	2時間	2,800円						中学生以上	2時間		2,800円		中学生以上	2時間	2,800円
	庭球場として使用する場合	区内チーム		2時間	1,400円	1面につき		庭球場として使用する場合	区内チーム		2時間	1,400円	1面につき					
		区外チーム		2時間	2,800円				区外チーム		2時間	2,800円						
<u>こどもサッカー場</u>	<u>サッカー場等として使用する場合</u>	<u>区内チーム</u>	<u>小学生以下</u>	<u>2時間</u>	<u>500円</u>	<u>1面につき</u>												
			<u>中学生以上</u>	<u>2時間</u>	<u>1,500円</u>													

改正後					改正前				
		区外チ ーム	小学生 以下	2時間 1,000 円					
			中学生 以上	2時間 3,000 円					
	グラウン ドゴルフ 場として 使用する 場合	区内チ ーム		2時間 1,500 円	1面につき				
		区外チ ーム		2時間 3,000 円					
備考					備考				
<p>1 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。</p> <p>2 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。</p> <p>3 「サッカー場等として使用する場合(1)」および「サッカー場等として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。</p> <p>4 「野球場として使用する場合(1)」および「野球場として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。</p> <p>5 「庭球場(1)」および「庭球場(2)」の別は、規則で定める。</p> <p>6 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。</p>					<p>1 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。</p> <p>2 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。</p> <p>3 「サッカー場等として使用する場合(1)」および「サッカー場等として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。</p> <p>4 「野球場として使用する場合(1)」および「野球場として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。</p> <p>5 「庭球場(1)」および「庭球場(2)」の別は、規則で定める。</p> <p>6 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。</p>				
<p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>こどもサッカー場の使用について必要な手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。</u></p>									